

## 神奈川県議会業務継続計画（議会BCP）の策定について（考え方）

## 1 策定の根拠

議会基本条例第 11 条第 2 項の規定に基づき、「必要な体制の整備その他の措置を講ずるもの」として、議会業務継続計画（議会BCP）を策定する。

## 2 策定の考え方

中間報告書で今後の検討課題とされた事項について踏まえるとともに、他の議会の事例を参考に、概ね次の項目について掲載する。

- (1) 目的
- (2) 想定する災害等（自然災害のほか、感染症等も対象とする。）
- (3) 災害等発生時の議会、議員、議会局の役割
- (4) 議員の安否確認
- (5) 議員との連絡調整等（災害等の情報収集、情報提供、要望の集約、連絡ツールの活用等）
- (6) 議会としての対応（議会災害等対策会議、議会運営委員会の開催等）
- (7) 執行機関、国、市町村（市町村議会を含む。）との関係、連絡調整等
- (8) 審議を継続するための環境確保（代替施設、代替場所、将来的なオンライン会議の開催等）
- (9) 災害等発生時の議会（本会議、委員会等）運営フロー（発生時点別等で場合分け）
- (10) 平時からの災害等への備え（通信環境整備、備蓄、訓練等）

等

（参考）神奈川県議会基本条例（抄）

（大規模な災害その他の緊急事態への対応）

第11条 県議会は、大規模な災害その他の緊急事態の発生に際し、迅速かつ的確に状況の把握その他の調査活動を行うとともに、県議会の役割を踏まえた必要な対応に努めるものとする。

2 県議会は、前項の調査活動及び対応を迅速かつ的確に行うために必要な体制の整備その他の措置を講ずるものとする。